

## 4. 教職員の安全衛生

### (1) 教職員の長時間労働の実態

#### 1) 全教「教職員の勤務実態調査 2012」(6,722 人分集計。「教諭」を中心に集計)

1ヶ月の平均時間外労働は、平日 56 時間 35 分、土日 15 時間 58 分の合計 72 時間 33 分。持ち帰り仕事時間は、平日 13 時間 08 分、土日 9 時間 45 分で合計 22 時間 23 分となっている。合計 94 時間 55 分で過労死ラインと言われる月 80 時間を優に超える実態である。「公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法」により、「教職員については・・・原則として時間外を命じないものとする」となっているが、まったく実態にそぐわない状況となっている。また、法律は決して勤務実態の把握を適応除外しているものではないにもかかわらず、「教員の勤務実態把握はなじまない」「教育の自主性を損なう」などとして、法令違反が続けられてきた実態がある。

長時間労働や持ち帰り仕事の多さは睡眠時間に大きく影響している。調査では、平日の睡眠時間の平均が 6 時間 19 分。日本人の平均睡眠時間が 7 時間 14 分(2010 年 NHK 生活時間調査)と比較すると短さがはっきりしている。そして、女性は 35.9%が 6 時間未満という状況であり、家事・育児の関係や持ち帰り仕事の多さが原因になっていると思われる。

#### 2) 教職員の健康状態

長時間労働はメンタルヘルスにも大きな影響を与えている。メンタルヘルス不全の教職員の休職者は 2011 年度で 5,274 人、休職者の 57%に達し、毎年増加している状況がある。教職員の心の健康は、児童・生徒にも影響する。また、再発率が高いことも特徴である。メンタルヘルスに関して、特に留意すべき対象として、異動したばかりの教職員、新任の教職員があげられる。また、特別支援学校と中学校の教職員が他と比較して高く、年代別にみると 40 歳代～50 歳代が高くなっている。

### (2) 長時間労働の原因・背景

#### 1) 教職員定数の不足

OECD 諸国との比較で教職員の充足率は約 70%。教職員の少なさが多忙化、長時間勤務を招いている。

#### 2) 多人数学級

多人数学級と少人数学級では、教職員の時間外労働に大きな差がでている。川口市の調査では、少人数学級では(25 人以下)1ヶ月平均時間外勤務は 64 時間、多人数学級(35 人超)では約 78 時間となっている。

#### 3) 年々増え続ける仕事量

勤務時間外に行っている仕事内容は、学級事務、成績処理、指導案作成等教育に関連した仕事ばかりで、本来勤務時間内に行われるべきものである。近年は、報告書など書類づくりに追われ、教材研究や授業準備ができないとの声も出ている。また、「報告・連絡・相談」(ホ

ウレンソウ)の徹底が指導され、本来教職員の自主的な権限で行われていた「学級通信」や「保健だより」などに対しても管理職の承認が求められるなどの管理強化が長時間労働とストレスを生み出している。

#### 4) 困難が増大する教育現場

初任者研修により担任不在の日が多いことやクラスにいない日の多さが、児童生徒との信頼関係づくりやトラブル解決に困難をもたらしている。また、モンスターペアレンツや発達障がいをもつ児童生徒への対応を主任クラスが全面にでて対応することが増え、主任クラスの負担が増大している。

### (3) 教職員の公務災害

2010年地方公務員の公務災害は25,186件(死亡32件)のうち、教職員は7,512件(死亡7人)で、全体の3割を占めている。公務全体の発生率が減少傾向にあるのに対し、教職員では増加傾向にある。発生状況の特徴としては、「運動中」が4割弱、災害パターン別では「転倒」が2割強。「墜落・転落」と併せると約3割となり、注意が必要である。

### (4) 学校での労働安全衛生活動

学校においても、「労働安全衛生法」に基づき、労働安全衛生管理体制の整備が求められている。

公立学校における労働安全衛生体制の整備状況は次のとおりである。

|                     |           |           |          |
|---------------------|-----------|-----------|----------|
| ・衛生委員会の設置率          | 小学校：67.8% | 中学校：75.2% | 高校：99.7% |
| ・衛生管理者の選任率          | 小学校：79.4% | 中学校：84.9% | 高校：99.1% |
| ・産業医の選任率            | 小学校：79.4% | 中学校：72.7% | 高校：97.3% |
| ・衛生推進者の選任率          | 小学校：78.5% | 中学校：88.7% | 高校：97.3% |
| ・面接指導体制の整備状況（50人以上） | 小学校：78.5% | 中学校：79.4% | 高校：96.8% |
| ・面接指導体制の整備状況（50人未満） | 小学校：62.5% | 中学校：62.2% | 高校：94.2% |

とくに小・中学校の整備率が低い状況にある。また、実態としては活動が進んでいない学校も多いと思われる。文部科学省、地方公務員安全衛生推進協議会でも新しくパンフレットを作成して、取り組みの強化を呼びかけている。

### (5) 今後の取り組み

#### 1) 先進事例としての川口市の取り組み

埼玉県川口市の取り組みが全国の先進例として、地方公務員安全衛生推進協議会のパンフレットでも紹介されている。具体的には、①トップの責任を明確にした教職員安全衛生管理規定を作成。義務を上回る総括安全衛生管理者の設置（市内84の公立学校を1つの事業所とし、総括管理する総括安全衛生管理者を一人配置、②衛生委員会からの情報発信、③人材を育てる研修会の実施(衛生推進者養成講習会、衛生管理者・衛生推進者研修会、健康管理

講座、メンタルヘルス研修会)、④すべての学校で産業医を活用、⑤早期発見・早期対応でメンタルヘルス対策を推進(教職員を対象としたメンタルヘルスカウンセラーの配置)、⑥労働組合の活動である。

2) 文部科学省、厚労省の通達・通知の具体化を教育委員会と学校長の責任で教職員の状況を受け、ここ数年で関連する通達が続けてだされている。

- ・ 2008年4月 教職員の勤務時間把握と医師の面接指導の義務付け
- ・ 2009年4月 公立学校における労働安全衛生管理体制の整備について
- ・ 2012年3月 学校における労働安全衛生管理体制の整備のために
- ・ 2013年 教職員のメンタルヘルス対策について(最終まとめ)

これらにおいては、学校における労働安全衛生管理体制の整備が進まない主な原因として、「関係法令等の認識不足」「有資格者の不在」「財政的な事情」をあげている。そして、教育委員会や管理職のリーダーシップのもとに既存の人材・組織の有効活用を含め、活動の活性化を呼びかけている。

(6) より実効あるものにするために(川口市教組「提言」より)

文部科学省に対して以下を提言している。

- ①文科省の責任を明確にし学校における労働安全衛生活動の実効あるものとしていくこと。そのためにも労働安全衛生施策の実態調査を行うこと。
- ②教職員定数の改善、30人学級の実施を進めること
- ③教員免許更新制の廃止、初任者研修の改善、競争主義の是正、教育政策の総括
- ④学校、教職員の教育活動の自主性・自発性の尊重
- ⑤教育予算の確保

\* 現業職員の状況

- ・ 1校あたりの職員 高校 3.79人(1979年)→1.55人(2013年)
- ・ 臨時職員化、業務の民間委託化=大幅賃下げ

\* 給食調理員

- ・ 民間委託化 トラブル
- ・ やけど、腰痛、人間関係